

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

～12月10日から16日まで～

現在、日本政府では17名の日本人を北朝鮮による拉致被害者として認定しています。

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

日本人拉致容疑事案について情報をお持ちの方は、「能代警察署」までお知らせください。

能代警察署 ☎52-4311

小規模企業共済制度のご案内

小規模企業共済制度は、個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられたり退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく国がつくった共済制度で、いわば「小規模企業の経営者のための退職金制度」といえます。

この制度の特徴は、①掛金は全額所得控除。受け取る共済金も退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱いとなります。②共済金の額は、個人事業の廃止で掛金を約年1.5%相当で複利運用した額、また老齢給付（年齢が満65歳以上で掛金納付年数が15年以上）で掛金を約年1.0%相当で複利運用した額。③急に事業資金が必要になったときは、納付済掛金の8～9割の範囲内で事業資金の借入れが可能です。

加入できる方は、常時使用する従業員数が20人以下の製造業、建設業等（商業・サービス業は5人以下）の個人事業主及び会社等の役員。掛金月額は、1千円～7万円の範囲内で自由に選べます。

そして、法律の改正により、平成23年1月より個人事業主の「共同経営者」も2名まで加入することができ、加入した共同経営者の掛金も全額所得控除の対象となります。

詳しい内容のお問い合わせと加入申込みは、商工会、商工会議所、青色申告会、金融機関の本支店の窓口で取扱いしています。制度の運営は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っています。

【お問い合わせ先】

中小企業基盤整備機構コールセンター

☎050-5541-7171

中小企業基盤整備機構共済制度URL

<http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

たばこは地元から!!

～たばこ税は
貴重な財源です～

◎第70回「国際写真サロン」

エナジウムパーク情報

【日時】

・12月1日（水）～5日（日）

9時30分～16時30分

【会場】

・カルチャーホール

・展示ギャラリー

【入場】

・無料

【展示数】

・130点（審査委員特別賞6点、入選124点）

【お問い合わせ先】

能代エナジウムパーク

☎0185(52)2955

医師育成のため「献体」にご協力を!

秋田大学医学部では、学生が人体の構造と仕組みを正しく理解し、立派な医師として成長するための「献体」を求めています。

「献体」とは、自分の遺体を医学教育（人体解剖学）に役立てたいと志す人が生前に登録し、死後遺族の方からご遺体を提供していただくものです。

【お問い合わせ先】 秋田大学医学部（白菊会）

☎018-884-6030

人権特設相談所の開設

毎年12月4日から10日までの1週間は『人権週間』となっています。

この週間に、藤里町の下記場所で特設相談所を開設します。

いじめ、登記、家庭内や近隣間のもめ事などの問題、困りごとを抱えている方は、お気軽にご相談ください。なお、法務局（☎54-4111）、人権擁護委員はいつでも相談に応じています。

【日時】 12月1日（水）午前10時～午後3時

【場所】 総合開発センター 1階和室

【地域の人権擁護委員】

・村岡 信和（☎79-1130）

・齋藤 満（☎79-1441）

・桂田 強（☎79-2134）

※相談は無料で秘密は守ります。

【お問い合わせ先】

藤里町町民生活課町民係

☎79-2113（内線：139）